平成２８年（フ）第２６２０号
宮城県石巻市日和が丘２丁目12―12
破産者　佐藤　　清
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２８号
東京都中野区鷺宮１丁目31―14―102
破産者　高島　秀治
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１７８号
栃木県那須郡那珂川町馬頭2491―２
破産者　大森　康子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７０号
東京都小平市回田町188―１―202
破産者　佐藤　尚武
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７１号
東京都小平市回田町188―１―202
破産者　佐藤　祐子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７６号
東京都豊島区北大塚３丁目６―６
破産者　丸山　竜矢
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２８０号
東京都豊島区東池袋１丁目31―２―603
破産者　堂口　正明
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２８２号
東京都渋谷区恵比寿３―38―22、住民票上の住所東京都世田谷区赤堤５丁目24―９
破産者　木村　彰吾
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２８４号
千葉県市川市市川２丁目22―７―407
破産者　関根　康充
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３１７号
東京都日野市西平山５丁目23―77―103
破産者　菅野　　穣
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３５９号
東京都江戸川区春江町１丁目２―３―409
破産者　平田　賢一
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６２号
東京都杉並区方南１丁目30―３
破産者　塚原　啓子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３７３号
東京都江戸川区南葛西４丁目５―４―202
破産者　阿部　郁江（旧姓松永）
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３８６号
埼玉県富士見市西みずほ台３丁目14―５―408
破産者　澁谷　光次
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４０２号
東京都品川区中延２丁目７―７―204
破産者　森　晃太朗（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４２６号
東京都世田谷区池尻２丁目21―13　第三玉川204
破産者　小川　信之
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目172番地
破産者　株式会社ライク
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５０３号
福岡県宗像市自由ヶ丘６丁目14番地８
破産者　株式会社ジーエル・ジャパン
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７８号
栃木県那須烏山市熊田1085番地23
破産者　塩田　和枝
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７２６０号
東京都文京区本郷４丁目９番15号
破産者　鈴木醫療器株式会社
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３０９号
東京都墨田区八広３丁目38―７―112、開始決定時の住所東京都港区新橋４丁目６―10　栄ビル３階
破産者　砂辺　力弥
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６６８号
東京都港区西麻布３丁目24番17号　霞ビル３Ｂ
破産者　株式会社ＳｏＬ
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部